

平成23年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成23年 9月 28日（水）9時31分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長補佐	大西洋二
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	五箇支所長	村上和弘
福祉課長	村上静夫	都万支所長	高梨康二
保健課長	井川芳樹	総務課長補佐	渡部誠
環境課長	浅生久	企画財政課長補佐	鳥井登
観光課長	吉田誠		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 なし

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時31分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、諸般の報告

本会期中に「観光宿泊施設ホテルニューかじたにの施設存続に対する行政支援を求める要望書」が提出され受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり、総務産業建設常任委員会に付託します。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時32分）

（全員協議会開会宣告 9時32分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時02分）

日程第2、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

まず、会期日程第7日に各常任委員会の審査に付託した、議第87号から議第98号までの補正予算案及び条例関係等12件、決算認定15件、及び請願・陳情の3件並びに継続審査となっている各常任委員会、各特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：11番 遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、閉会中の8月29日、9月2日、9月6日、会期中の9月22日、9月26日、9月27日の6日間、委員会を開会いたしました。

閉会中の8月29日、9月2日は、平成23年度第3回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。そして、9月6日農業公社の理事長、常務理事を招き、事業と経営状況について説明を求めました。

佐田町の有限会社グリーンワークでは、正規従業員6名で1億円の収益を上げ、行政の支援なしで健全経営を行っている例もある。公社においても役職員共に取り組みに意識して頑張してほしいなど意見が出されました。

また、定例会会期中の9月22日、26日、27日の3日間、今定例会で付託になった認定第1号「平成22年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第13号の「平成22年度各特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第15号「平成22年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、議第87号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」、議第90号「平成23年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」、議第91号「平成23年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、議第93号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」、議第94号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」、議第95号「工事請負契約の締結について〔飯美浄水場紫外線照射設備工事〕」、議第96号「物品購入契約の締結について〔消防団員活動服〕」、議第98号「物品購入契約の締結について〔繁殖牛運搬車両〕」まで14件の議案について、所管課長及び関係職員の出席を求め説明を受け慎重審議いたしました

また、請願第1号、陳情第4号についても慎重審議いたしました。

審査の結果、認定第1号、6号、7号、8号、13号、15号については、全会一致で「認定すべし」といたしました。また、議第87号、90号、91号、93号、94号、95号、96号、98号についても、全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告いたします。

税及び料の滞納については、年々増加の傾向にあり、税負担の公平性を保つ上からも滞納徴収業務への取り組みを更に強化するよう指摘いたしました。

2、農業対策費2,200万円の補正は、農業公社の運営のためのもので、昨年まであった町の委託事業等が減って、必要な収益が見込めなく運営に支障をきたすためのものです。農業公社の組織改編については、隠岐の島町からその案が示され、農業公社との間で詳細について

協議を重ねている段階であり、当初の計画よりずれ込んでおり、確約書の締結までにはなお時間を要するとのことで、新年度の予算編成のためにも12月までには方針を打ち出すことを確認いたしました。

3、孫抱き交付金事業では、経済対策のために考え出されたもので、最近本土へ出かけて結婚式を挙げる事例が多く、島内で式を挙げることで、地域内でお金が回り経済が活性化が図られるというものであるが、不公平がおこらないよう要項を整備するよう求めました。

請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」は、全会一致で「採択」といたしました。

提出者は、隠岐の島町職員組合執行委員長 近藤勝志氏であります。

理由といたしまして、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要であります。

陳情第4号「地方消費者行政充実のための国による支援に関する陳情」についても、全会一致で「趣旨採択」といたしました。

提出者は、島根県弁護士会会長 熱田雅夫氏であります。地方消費者行政に対する国の実行的支援により、消費者の安心な生活の確保をするために、地方消費者行政を充実させるという観点からのものです。

当委員会の調査事項であります「まちづくり対策事業に関する調査」については、平成21年度から始まった集落活性化交付金事業は、88集落から申請がありました。地域の活力が出るよう期待をいたします。

また、地域産業の振興に関する調査については、石川県輪島市の朝市を視察するなど、地産地消の勉強会を実施いたしました。議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

引き続き、行政視察報告を行ないます。

当委員会は、7月20日、21日、22日の3日間、人と自然の恵みにあふれる能登半島、石川県輪島市に出かけて視察をしてまいりました。

視察の目的の一つは、輪島市朝市活性化状況を視察し、今後の本町の取り組みに役立てたい、また、海岸漂着物処理状況の視察を通して本町の漂着ゴミの処理について、今後の良い方策を検証したいとの目的であります。

隠岐は、第一次産業の振興と、生産物の地元消費に取り組んでいるが伸び悩んでおり、観

光とリンクしたよい方策はないものか。輪島市の朝市には、千年の歴史があり地産地消のお手本ともいわれ、多くの観光客も訪れます。朝市の規模は道路幅約7.8メートル幅、延長約300メートルの商店街の道端に、およそ250もの出店があり、地元の高産物・農産物とそれらの加工品、それぞれの家庭の手作りの味や特産品がたくさん並べられており、売り手と買い手の客とのやりとりの中で値段が決まり、商談が成立していきます。

朝市は、かつて地元の人々同士の交易の場でありましたが、今では能登の観光約80万人の大きな目玉ともなっており、全国から多くの観光客も訪れ、にぎわっています。

隠岐の島町でも西郷港に「あんき市」が常設されていますが、更に多くの生産者が参加することで品揃えも増え、多くのお客さんを楽しませることができ、地域が活性化すると感じました。

次に、海岸漂着ゴミ対策についてですが、隠岐の島町においてもさまざまな取り組みをして来ておりますが、絶え間なく押し寄せる漂着物に悩まされ続けているのが現状です。

そこで、同じ日本海で長い海岸線を持つ能登半島に位置する輪島市の取り組みに学ぶべく、7月21日午前9時半、輪島市の坂本議会事務局次長様、森副議長様の出迎えを受け、市の担当者のレクチャーを受けた後、意見交換を行い、その後坂本事務局次長様の案内で現地視察をいたしました。

輪島市の海岸線は、81.8キロメートル、うち砂浜が13キロメートルでその他は岩礁、護岸等です。

平成20年度までは、地元住民やボランティアにより漂着ゴミを回収し、市の埋め立て処分場で処分をしていました。平成21年度には、環境省「漂流、漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」により4.4キロメートルを行い、その他の海岸は、地域住民、ボランティアにより清掃をしたそうです。平成22年度から「グリーンニューディール基金事業」で回収し、入札により業者を選定し、平成22年度は1回、平成23年度は2回を予定しているそうです。もちろん地域住民、ボランティアによる清掃も実施しています。

処分方法は、木材は、民間処理施設でリサイクルになります。他は市の埋め立て処分場で処理しています。

「グリーンニューディール基金事業」の実績ですが、平成21年度では回収ゴミの量は96トン、総事業費は1,155万7千円、平成22年度では、回収ゴミは344トン、総事業費は4,001万5千円です。

回収ゴミの内容は、プラスチックが90%、木が10%、海外からのゴミの割合は、プラスチ

ック回収ゴミの内 10%だそうです。

問題点、課題は、ボランティア回収の場合、運搬費は市が直営で負担し運搬しています。

「グリーンニューディール基金事業」は事務が複雑で、利用は手続きが実情に合っていないため、運搬費助成は未利用とのこと。また、近隣に処分できる施設がないことと、大量のゴミが埋め立て処分場を圧迫しているそうです。

なお、平成 21 年度には隠岐の島町でも「グリーンニューディール基金事業」が実施されました。漂着ゴミの処理問題は、離島だけにさらに困難であります。今後とも更なる取り組みが必要であり、科学技術の進歩でゴミの資源化が実用化する日が来ることを待ち望みたいと思います。

輪島市での視察研修の資料は、事務局に備えてありますので是非ご覧下いただきたいと思っております。

以上報告といたします。

**議長（池田信博）**

次に、教育民生常任委員長：9 番 高宮陽一 議員

**9 番（高宮陽一）**

教育民生常任委員会の報告を行ないます。

当委員会は、今定例会で付託されました、議第 87 号「平成 23 年度一般会計及び各特別会計補正予算」など 3 件、「認定こども園設置及び管理条例の制定」1 件、「なごみ苑スプリンクラー設備工事請負契約の締結」1 件、及び、「平成 22 年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定」10 件、「陳情案件」1 件、計 16 件と、所管の調査事項である「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の 8 月 29 日、9 月 2 日、5 日、8 日と、会期中の 9 月 22 日、26 日 27 日の 7 日間開催し、必要に応じて関係課長、担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました全議案につきまして、陳情案件を除き全会一致で「可決すべし」、あるいは「認定すべし」としたところでございます。

始めに、「平成 23 年度一般会計補正予算」及び「特別会計補正予算」の審査において、特に議論があったこと、意見・指摘した事項などについて申し上げます。

始めに、教育費における学習機の「机天板取替事業」は、1 つには、隠岐産木材を使用す

ること、2 つには、児童生徒に物の大切さを学ばせることから評価出来るものであります。しかしながら、材質について杉材では柔らかすぎると指摘しておりましたが、心配していた通り傷が付きやすいことから今回の補正予算でコーティングすることとなったことは残念であります。指摘事項は謙虚に受け止め、今後の事業展開を図るよう指摘したところであります。

次に、「屋外イベント用機材整備事業」は、公のイベント等で使用するとのことだが、現行の管理状況では大きな問題があります。早急に使用申請や貸出し・返却時のチェック等、管理体制を整備することが急務であります。また、民間でのイベント等での貸出しも想定されることから、使用料等についても検討が必要であり、併せて、破棄する機材の有効活用や売却等についても検討するよう指摘をいたしました。

次に、「隠岐の島町認定こども園設置及び管理条例」の制定についてであります。来年3月末をもって隠岐文化学院幼稚園が休園することに伴い、本町における幼児教育及び保育を一体的に提供するため、認定こども園を設置するものであります。

国においては、これまでの「子ども・子育て新システムの基本制度」に掲げられてきた幼保一体化、これを“こども園”と仮称しておりますけれども、この基本的方向性を踏まえた議論の到達点として中間的なまとめがされている現状であり、今後の推移を見守る必要があると思います。

幼児教育の場がなくなることに対応することは評価出来るものであります。拙速に対応すれば、保護者や保育現場に混乱をきたす恐れもあり、保護者へのアンケート調査等も行いながら慎重に対応するよう指摘をいたしました。

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの健やかな育ちは、本町にとっても最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもたちの育ちと子育てを支援することは未来への投資であります。

委員からは、「国の方向性が決まるまで、当面は、町が施設を借りて運営するなり委託方式も検討すべきではないか。」また、「町として幼児教育・子育ての方向性を確立すべきだ。」等の意見があったことを申し添えておきたいと思っております。

次に、「平成22年度各会計決算」について申し上げます。

まず、民生費・衛生費関係についてであります。

障がい者福祉における「相談支援事業」は、近年困難な事例も多くなってきており、専門性が必要とされるケースが多くなってきているとのことであります。延べ相談件数も1,900

件を超え、専門的知識を有する人材の配置や人材育成が必要となっており、体制の確立を図るためにも研修など人材育成を図るよう指摘をいたしました。

また、がん検診等の「各種健康診査」につきましては、依然として受診率は低く、受診者の固定化もあり「早期発見・早期治療」につなげるためにも、更に、受診率向上に向け努力をするよう指摘したところであります。

本町の高齢者福祉の基本方針は、「安心して暮らせる保健・医療・福祉の環境づくり」であり、健康長寿を目指して様々な施策が展開されております。

しかし、それぞれの施策は、保健課・町民課・福祉課・診療所が担当しており、連携は図っているとは言いつものの、一体感は感じられないとの意見もあり、意見交換を行ったところでございます。一体感は感じられない、その要因については、建物の構造上の制約や福祉事務所等の権限委譲による組織の拡大も理由の一つと思われれます。

更に、医師招聘には努力はしているものの医療は隠岐病院・診療所・開業医で行われ、医療行政は皆無と言っても過言ではない状況であります。

真の保健・医療・福祉の環境づくりを目指すならば、今一度、現状の組織を再検討することが必要ではないかと要望いたしました。

また、最近では、一人暮らしの高齢者も増加傾向にあり、包括支援センターを中心とした見守り体制も強化すべきとの指摘もいたしました。

次に、教育費関係であります。教育費につきましては、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告書」を中心に説明を受け審査をいたしました。特に指摘事項はございませんでした。

ただ1点だけ、「学力向上対策事業」について申し上げますが、教科ごとの専門部会を設置して学力調査結果を分析し、学校、教育委員会、家庭での取り組みなど、指導の重点を明確化して取り組み、成績の向上、教職員の意識の高揚、指導技術の向上につながったとのことあります。

更に、本年度は、各家庭での取り組みについて、教育長、関係課長が各学校のPTA総会に出席し、リーフレットを配布、説明するなどして取り組みを強化していることは評価できるものであります。引き続き、学校、保護者と情報を共有し、学力向上を目指して取り組みを強化するよう要望したところであります。

次に、各特別会計についてであります。

まず、「国保事業会計」では、年々医療費が増加傾向にあり、一人当たりの医療費では県内

市町村の下位にあるものの、増加率は県平均を上回っているとのことであります。

平成 22 年度においては基金を取り崩して対応しているが、基金残高も 3 億 6,000 万円余りとなっているのが現状であります。

今、後期高齢者医療制度も大きく変わるようではありますが、国の動向にも注視しつつ、医療費の的確な推計を行うなど適正な事業展開をするよう要望したところでございます。

また、特定検診の受診率は 25.4%と県内でも最も低い現状にありますが、平成 24 年からは 65%まで引き上げなければなりません。65%を下回るとペナルティがあり、国からの交付金も減額されることとなる予定であります。受診率を 25.4%から 65%達成ということには大きな課題があり、更なる努力をしなければなりません。そのためにも、関係各課と連携し早急にその対応策を検討するよう指摘したところであります。

各診療所については、単なる診療を行っている傾向が見られますが、経営という視点も重要であり、医薬品や原材料など対応面での創意工夫が必要であります。

患者数や診療収入などについての分析を行い、経営改善に取り組むよう指摘をいたしました。

次に、陳情案件についてであります。

陳情第 3 号「隠岐温泉 GOKA 運営存続に関する陳情書」であります。提出者は五箇地区区長 会長 田中井敏勝ほか 11 名であります。

陳情の趣旨は、隠岐温泉 GOKA の存続を求めるものであり、温泉のもつ効能、地区民、利用者の心情は理解出来るものであります。

今回 2 度目の陳情書であります。当委員会では、第一次行財政改革の方針を尊重し、前回は「趣旨採択」とした経緯もあります。

町当局は、第二次行財政改革において明確な理由も説明もなく、運営状況を見守ることとして今日に至っておりますが、本年中に一定の結論を出すことになっておりますが未だ結論は出ておりません。

委員からは、「観光とリンクするなど温泉の有効活用を図るべきだ。」「せっかくの資源を廃止することはもったいない、残して有効活用すべきだ。」「署名数も少ない。」また「陳情者の意見も聞くべきではないか。」等の意見もあり、引き続き調査するため全会一致で継続審査としたところであります。

最後に、調査事項について 1 点だけ申し上げます。

今現在実施の中央公民館の「婚活推進事業」でございます。参加者募集に大変な努力して

いることは評価出来るものでございます。しかしながら、参加者数は毎回 30 人前後であります。リピーターが少ないという課題や、参加者からのアンケート調査結果・要望が次の開催に活かされていない問題点が明らかとなっております。

事業の目的を達成するためにも、今後はイベント毎に事業評価を行い、次の事業に反映させること、また、参加者自らが主体的に企画に参画することが出来るような体制づくりも必要であり、更に検討して事業推進を図るよう指摘したところでございます。

なお、調査事項であります「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」につきましては、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（池田信博）**

続いて、各特別委員会における審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

始めに、隠岐の島町医療対策特別委員長：6 番 小野昌士 議員

**6 番（小野昌士）**

隠岐の島町医療対策特別委員会の報告を行います。

当委員会は、9 月 16 日委員会を開催し、医療対策特別委員会の今までの経緯と今後の委員会のあり方について審議いたしました。

平成 20 年度 3 月 19 日、医師招聘に関する事項及び病院建設に関する事項を審議するために、隠岐の島町医療対策特別委員会を設置いたしました。

地域住民の安心、安全な暮らしを守ることは、住民の代表である議会の果たすべき役割、責任であり、その上からもこのことについては、私達それぞれに強い思いがあったのでございます。

町においても、定住の根幹にかかわる問題として、非常な危機感と決意のもとに医師招聘担当係が設置され、委員会は執行部と共通認識を持って責任を共有し、積極的に地域医療の整備充実に取り組むことを確認し、「医師が来てくれる島づくり」を目指し活動してまいりました。

特に、旧村診療所の維持につきましては、平成 20 年 5 月国民健康保険都万診療所の内科医常駐体制確保について、都万区長会からの要望を機に町営診療所に求められる「かかりつけ医」としての役割、在宅医療の充実の観点から現状の診療所での医療機能維持を確認すると併せ、次の事項について調査、研究、提言することにいたしました。

1 つ、診療所を核とした保健活動の体制づくり。

1 つ、超高齢化社会に対応すべく、診療所、隠岐病院との病診連携と訪問看護や終末期医療を含む在宅医療の体制及び住民が受診しやすい交通手段の確保。

1 つ、住民に医師不足の現状と「医師が来てくれる島づくり」について理解と協力を求める働きかけの推進。

1 つ、大きく採算割れしている歯科診療所の検証。

最後に診療所医師 4 名体制の検討等を中心に調査、活動、審議を重ねてまいりました結果、隠岐病院建築も含め町の医療を取り巻く諸環境は隠岐での医療完結率を高める等の課題はあるものの“不安定ながら安定”、それなりに落ち着いたという意味ではありますが、当医療対策特別委員会はその役割を十分に果たしたとの結論に至りました。将来にわたって町民が安心して医療を受ける体制を確保するための、「島の医療を守り育てる条例」これは仮称でございますが、引き続き隠岐の島町教育民生常任委員会で調査、研究を希望いたしまして医療対策特別委員会としての最後の報告といたします。

**議長（池田信博）**

次に、総合交通対策特別委員長：7 番 齋藤昭一 議員

**7 番（齋藤昭一）**

総合交通対策特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、9 月 16 日に開催をいたしました。所管の調査事項でございます「生活交通網整備促進、隠岐空港利用促進、隠岐航路整備促進」に関する事項について、審査をいたしましたので、その過程並びに結果について報告をいたします。

生活交通網整備促進については、廃止バス路線の代替運行や、コミュニティバス・デマンドタクシー運行について検討を続け、23 年 4 月から隠岐病院発着を起点として、新交通体系が開始いたしました。

まだ、数ヶ月の実績ですが、利用率は低迷しております。利用者の不慣れな点が原因ではないかと思いますが、しばらくはこの体系を続け様子を見るとのことです。

しかし、原因をしっかりと調査し、早めの改善を要望いたしました。付託されたこの事件の審査、調査がこの段階で目途がついたと判断いたしました。

隠岐空港利用促進については、夏季ジェット便就航も 6 年を経過し、その平均搭乗率も 80% を維持しております。今後は、悲願ともいえる東京便就航の実現と出雲便の利用率アップが課題です。

その対策の 1 つとして、年間を通じ隠岐発午前のダイヤ実施を要望することを当特別委員

会としては決定していましたが、要望先が決まらず実行できませんでした。この件は、担当執行部に引き続き調査を要望いたします。

隠岐航路整備促進については、隠岐汽船は経営再生会議のもと経営改善が図られ、昨年度は黒字を計上し終了したばかりです。しかし、4月時点で重油価格の高騰により23年7月には運賃値上げをし、利用者負担が余儀なくされました。燃油サーチャージを取り入れるとの事ですが、価格下落は望めそうもありません。

当委員会では、隠岐汽船との意見交換を9月6日に開催いたしました。隠岐汽船から、佐々木常務、池田部長、若林部長の出席を得て、運賃値上げの件や、特2を2等に組み入れると3,500万円ほどの減収になり困難であることや、自動券売機設置は運賃体系の複雑さから難しい等々の意見交換をしました。運賃の値上げはありましたが、旅客サービスへの具体的な対応は見られませんでした。利用者あつての船会社という基本の再確認をしていただきたいと感じました。ことあるごとに行政もテコ入れをしてきましたが、意見を言える立場を確立して行く必要があると感じました。

レインボー2の代替船ジェットfoil就航については、「隠岐航路対策特別委員会」が隠岐広域連合に設置されています。従って、今後当委員会はその任務を終えたと判断いたします。

平成21年6月定例会において、特定の付議事件として、隠岐の島町の交通全般の審査、調査は、総合交通対策特別委員会を設置し付託されました。陸、海、空の離島交通の繁栄を目指し審議してきました。また、審議途中の課題はありますが、今後は総務産業建設常任委員会で更なる成果が上げられることを願っております。

以上、23年9月第3回定例会の報告をもって、総合交通対策特別委員会の審査、調査を終了することにいたしました。以上報告といたします。

**議長（池田信博）**

以上で「委員長報告」を終ります。

### **日 程 第 3、特別委員会中間報告**

「特別委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会と行財政改革特別委員会、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、議会広報調査特別委員会と行財政改革特別委員会、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：1番 安部大助 議員

**1番 ( 安部大助 )**

議会広報調査特別委員会の中間報告を行ないます。

当委員会では、8月23日に松江市で行われました、「町村議会広報研修会」に2名の委員が参加してまいりました。

研修では、主にわかりやすい見出し、記事の書き方、読みやすい紙面構成など、町民の目線での議会広報のあり方を学んできました。

そして、今定例会中の9月15日に委員会を開催し、研修での内容を踏まえ、読みやすさを考えた「議会だより10月号(第28号)」の編集方針について協議をいたしました。

今後の予定は、原稿の締め切りを10月11日火曜日午前中とし、編集会議は、10月12日、14日、21日に行い、11月2日には嘱託員配付を予定しております。

編集に当っては、引き続き担当委員を決め原稿収集をいたしますので、議員各位のご協力をいただきたいと思います。

最後に、5月より、私が新しく議会広報調査特別委員長を仰せつかりましたが、調査事項である「議会広報調査に関する事項」は、議会閉会中も引き続き、調査、研究してまいります。

以上で、議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

**議長 ( 池田信博 )**

次に、行財政改革特別委員長の発言を許します。

行財政改革特別委員長：3番 平田文夫 議員

**3番 ( 平田文夫 )**

行財政改革特別委員会の中間報告を行います。

当委員会の目的は、未来の子ども達に引き継ぎ、将来像を達成するためには、少ない財源

を有効に活用して、持続可能な行財政構造につくりかえることが改革の主目的であらねばならないことを基本として取り組んでおります。

委員会は、議会閉会中の6月7日、6月定例議会中の6月21日、議会閉会中の8月18日と今議会期中の9月16日の4日間、委員会を開催し、所管事項について調査しましたので、その概要について報告いたします。

まず、当委員会において、調査対象を「財団法人隠岐の島町教育文化振興財団」と定め、財団理事長、事務局長、教育長、生涯学習課長、総務学校教育課長に出席を求め、指定管理、事業展開、事務局長、臨時職員等の手当アップの事務手続きについて関係者の説明を受けました。

第1の、指定管理について、選定手続きは公募の場合、設置条例の制定・改正、指定管理者の募集告知、指定管理者募集説明会の開催、募集要領、仕様書、応募書類の配布、指定管理者の応募受付、指定管理者候補者の選定、これには、指定管理者候補者選定委員会等での書類審査等でございます。指定管理者候補者の選定結果の公表、議会における指定管理者の議決、町と指定管理者間の協定書の締結といったプロセスを経て行われることであると聞いております。

審査過程の主な発言は、財団の評議委員に4名の職員、監事に1名がその任により、なお且つ、町の指定管理選定員に評議委員が2名おり、一応公募はするが最初から財団を指名する方向に明らかに誘導していると思われる形式的な公募が散見される。参加拡大された株式会社 NPO 法人等を軽視した行為ではないか等の意見がありました。

第2の事業展開について、公益法人制度の改革に照準を定めているとの説明でありました。

公益法人は、公益性の認定基準が「公益目的事業比率が50%以上」と、ハードルは高いと不安視する声もありました。

審査過程の主な発言は、今の事業展開で認定が得られるのか、文化事業の重要性を認識すべきではないか、自主文化事業の展開が不可欠ではないか、基金は大丈夫か、基金を取り崩して宙に浮かしているが、なぜ基金を戻さないのか等の意見がありました。

第3の事務局長、臨時職員等の手当アップについてでございます。小委員会を設置し検討、理事会、評議委員会で承認されたとの説明でありましたが、その関係資料の提出を求めたところ、理事会の会議録が一部提出されたのみで、調査資料として体を成していない資料であり、小委員会の根拠資料、改訂給与規程等の提出を求めたが提出されない等、調査に協力的でないということでありました。

審査過程の主な発言は、不明瞭な改訂で手当を支給するのは間違いではないか、条件等が変更されたら職員公募をするのが財団のあり方ではないか等の意見がありました。

次に、財団の22年度事業計画に基づく起案・決済等のコピーの提出を求めました、処理されていないから、提出できないとのことでありました。

まず起案とは、法律的観点があります。法令や条例、規則等の適用に間違いはないか、公益的観点もあります。公益に反しないか、事業計画等と整合しているか。財政的観点もございいます。予算上の措置がなされているか、収入・支出の手続が正しいか。

そして決済とは、理事長が行いますが、決済された起案文書はその行為により、上司の意思決定が下されるため、この過程なくしては、事務事業の実施及びそれに関わる予算の執行は不可能であります。

最も肝要な部分を軽視している財団は、機能していないとの意見がありました。

財団には、正規職員・臨時職員が在籍しております。臨時職員は、長期雇用、また出納、会計管理を業務している説明でありました。

審査過程の主な発言は、「臨時職員にその業務を与えるのは適切でない。」、「正規職員がすべきではないか。」、「長期雇用は不適切ではないか。」等の意見がありました。

本来、臨時職員の長期雇用は、労働基準法第18条の2「客観的合理的に理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」に抵触する恐れがあります。

以上を踏まえて、今議会中の9月16日所管である教育委員会の、教育長、総務学校教育課長、生涯学習課長に出席を求め、これまでの調査経緯の説明をし、対処を早急に行うよう求めたところ、教育長は、「今まで教委として放置したことは残念である。私の任期内に方向づけたい。」との説明でございました。

審査過程の主な発言は、「今の体制ではできない。」、「財団の使命は終わった。直轄ですべきだ。」「観光・文化を施策の中心にすべきだ。」「観光協会と財団を合併して事業団としたら。」「基金を取り崩す状況から、教育長が理事長をすべきだ。」「今までなぜ財団を放置したか。」と、多くの意見を教育長に浴びせましたが、教育長は、「組織のあり方を変えていかなければならない。文化行政はそうでないとやっていけないと思っている。」との説明でした。

当委員会は、教育長の実行力に期待すると共に、基金の扱い、職員の雇用状況、事務手続きの状況等を含めて、今後とも注視すべき組織であると認識しております。

以上で、行財政改革特別委員会中間報告は終わりますが、議会閉会中も付託された調査事項であります、「行財政確立と町民福祉向上に関する事項について」は、今後とも調査してま

いります。

**議長（池田信博）**

最後に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：2番 前田芳樹 議員

**2番(前田芳樹)**

竹島対策特別委員会の中間報告を行ないます。

当委員会は、議会閉会中の7月21日、8月18日と会期中の9月20日の3日間、委員会を開催し、所管事項について調査をしたので報告をいたします。

韓国が進めている総合海洋科学基地建設の阻止と、竹島に続々と新たな構造物を作ろうとしている韓国の最近の行動に対する東京での全国アピール集会の件、鬱陵島視察派遣の件、委員会の今後の取り組みと調査等の活動計画に関する件について、審議をいたしました。

竹島問題全国アピール集会の件は、「韓国が独島記念日としている10月25日がタイムリー、効果が大きい時にやるのが大切だ。」「隠岐の人が中心になってやるのが大事だ。」「隠岐人会などに連絡を取ればよい。」「島根だけではなく鳥取県などとも連絡してやる必要がある。」などの意見が出されました。

委員会としての結論は、10月25日に東京の憲政記念館で全国アピール集会を開催することに委員全員が賛成でありました。

これについて、執行部から集会の開催に関する隠岐の島町と、島根県の協議状況の説明を受けました。

町としては、早期開催を望んでいるが、現段階での県の対応状況では早期開催は不透明とのことでありました。

鬱陵島視察派遣に関する件は、自民党領土特命委員会の新藤義孝氏のグループで国会議員4名、竹島問題研究会の下條正男のグループで民間人5名、外務省関係者数名、マスコミ2社が、8月1日から8月4日の日程で鬱陵島の独島記念館の視察、地元の隠岐からも下條グループに何人が派遣してはと竹島問題研究会から依頼が来ていたもので、当委員会からも派遣するのか、また、その人選をどうするのかと諮ったところ、協議の結果、委員長を派遣しようという決議になりました。

直前になって想定以上の韓国側の騒乱状況が発生したために、身の危険があるし入国出来るかどうかも定かではないので、派遣を再度協議の結果、今回は中止としました。

委員会の今後の取り組みと調査等の活動計画は、諸団体との協議会は随時実施することと

して、島前との連携が大切で、まず、島前3町村関係者との協議会の開催をしようとなりました。

また、隠岐の島町内での島民の意識高揚のための広告宣伝活動の方法について、隠岐独自のパンフレットの作成も考えられるし、年に1回の大会だけではだめで、啓発ポスターを全戸、あるいは、全事業所の玄関付近に貼らせていただくのはどうかなどの意見が出されました。学校歴史教科書等の勉強会の開催、竹島漁撈歴史記念館の建設などは今後の検討課題であります。

調査研究事項について、議会閉会中も引き続き調査研究をまいります。

以上、中間報告といたします。

**議長(池田信博)**

以上で「特別委員会の中間報告」を終わります。

#### **日 程 第 4、討 論**

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第87号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から認定第15号までの27件、及び本日の議事日程第2で行いました各常任委員長報告を、一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

5番：是津輝和 議員

**5番(是津輝和)**

私は、議第87号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」について反対討論を行います。

この度の一般会計補正予算の中で、5款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務費において、農地保全対策費として計上されている(新)農業公社支援事業費2,200万円について反対をいたします。

反対の理由を申し上げます。

門脇副町長の説明では、「隠岐の島町農業公社が9月以降の資金繰りが難しく、職員の給与等が払えなくなる等資金ショートを起こすので、当該公社を支援するために2,200万円を助成する。」とのことでありました。

農業公社の組織改革への経緯については、ご案内のとおりでありますので割愛いたしますが、今年の5月25日に公社の収支計画において運営資金が3,703万円不足することが判明し

たため、町が「農地利用集積円滑化事業委託料」1,066万1千円を前払いで支援し、6月には7月からの給料が払えないということで、公社借入金500万円に対して町が損失補償の債務負担を実施しました。

また8月には牧野整備事業を委託し、前払金として240万円を支援するなど、町財政も大変厳しい中で今日まで数々の支援を行ってきております。それにも拘らず、23年度の収支において先ほど申しました3,703万円が不足することが5月25日にもなってからようやくわかるなど、理事長以下理事会の放漫経営には呆れるばかりです。

また、6月議会において、前日の支援についての説明の中で、「公社は8月末までに今後の組織のあり方を決定する。」との報告が所管課からありましたが、未だにその方向は示されておられません。隠岐の島町農業公社の経営陣は当該公社の理事長及び理事会であるのは言うまでもありません。資金計画や資金繰りを的確に行うのは、経営陣の責務であります。

よって、町がこの度助成しようとしている2,200万円は、経営陣の責任で工面しなければならないのであります。断じて町が肩代わりをするべきではないと心得ますので、私は議第87号について反対をいたします。

議員諸兄に、賛同をお願いをいたしまして反対討論を終わります。

**議長（池田信博）**

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

9番：高宮陽一 議員

**9番（高宮陽一）**

私は、議第87号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」のうち、総務費の孫抱き交付金事業に反対の討論を行います。

この事業は、町が補助金つまり税金を使って結婚披露宴を町内で行ってほしい、そして地域経済の活性化を図ろうとするものであります。これは副町長の最終答弁であります。

もちろん、島内で披露宴が行われることになれば多少なりとも地域経済の活性化につながることは理解出来るものであります。

しかしながら、今議会で配布された資料や質疑での答弁において、多くの問題点や内容が異なることが判明いたしました。

この事業は、隠岐ならではの結婚式の煩わしさから、島外での結婚披露宴を行うカップルが増加傾向にある。この事業を契機に町内での披露宴を増加させ、地域経済の活性化を図ると共に、「子授けの儀」という伝統文化を継承することを目的とするとあります。

まず、この事業目的の中で、「隠岐ならではの結婚式の煩わしさ」という点につきましては表現が相応しくないと取り消されました。また、島外での結婚披露宴が増加傾向にあることについても、その実態把握が出来ておらず、更には、「子授けの儀」という伝統文化を継承するといいいながらも、島外での披露宴で「子授けの儀」行われた場合は対象とならないことなど、美辞麗句が羅列してあるだけであります。

次に、事業効果については、次の4点が挙げられておりますが、まず、1点目の島外での披露宴の流出を抑え、島内での披露宴を希望するのであればそれは、それぞれの企業が営業努力をして取り組むべきものであり、行政が税金を投入してするような施策ではございません。2点目の、「子授けの儀」という伝統文化の継承は先ほど申し上げたとおりでございます。3点目の、定住や少子化対策への強化については、多少は理解出来るような感覚はありますが、島内で披露宴をしても転出してしまえば何ら効果にはつながりません。4点目の、隠岐らしい人と人とのつながりを取り戻すということにつきましても、何がどういうことなのか、全く意味不明であります。

このように、事業目的から事業効果について検証しても判るように、この事業は単に地域経済の活性化を図ろうとするものであります。であるならば、なぜ、30人以上の披露宴を対象としなければならなかったのか。これも理解できません。

例えば、極端な例かもしれませんが、30人の披露宴と29人の披露宴が町内であったとしましょう。30人の披露宴は、出来るだけ質素に行いたいという理由で費用は全体で300万円ほどかかりました。一方、29人の披露宴は、家族の最大の喜びだということから盛大に披露宴を行い500万円かかりました。

このことから判るように、そういった区分をすることは出来ないと思います。一方、30人の披露宴には役場から30万円、29人の披露宴には補助金はありません。地域経済に及ぼした影響が多かったのは明らかに29人の披露宴であります。同じように税金を納めている以上、同じような行政サービスを受けるべきであり、公平を欠いていることは明らかであります。

結婚そして披露宴は、本人、家族にとっては、人生最大の慶事であり喜びごとであります。町内で行おうが、島外で行おうが、それぞれの家族には事情というものがあります。副町長、あなたも事情があるとそう言われました。

行政が税金を使い、町内で実施してほしいなどと介入すべきものではなく、行政が断じてしてはならないことだと思います。

行政が行う地域経済対策は、広く町民全体に及ぶような施策を展開すべきであります。

更に、申し上げますが、同僚議員の「この事業は不公平な側面があるのではないか。」との質問に、副町長は「不公平感という視点は持ってない。」とこのように答弁されました。この事業を不公平と言わずして、何を不公平と言うのでしょうか。不公平の最たるものであります。

天の声として推進している行財政改革では、町民の皆さまにも多大の負担や辛抱をお願いしている最中、このような不公平な施策が施行され制度化されることは容認出来るものではありません。ましてや、町長、あなたの任期はあと1年であります。このような施策をあとに残すようなことになれば「立つ鳥跡を濁さず」と言いますが、「立つ鳥跡を濁す」ということとなります。

隠岐の島町の現状は、遅きにありますが、真剣に定住対策・地域経済の活性化を考える時であり、例えば、結婚祝、出産祝、子育て支援、U・Iターン者への支援など、他にも色々と打つ手はあると思います。

孫抱き交付金事業、この事業内容は現状調査も不十分、更には、目的・事業効果などが非常に曖昧であり、補助金の交付規則や要綱も出来てない状況であります。そういう意味では即刻、取り止めるべきであります。

以上の理由により、議第87号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」のうち、総務費の「孫抱き交付金事業」については大反対するものであります。

議員の資質が問われます。どうか、各議員の皆様におかれましても御理解をいただき、御賛同いただきますようお願い申し上げ反対討論を終わります。

**議長(池田信博)**

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論は、ありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

**日 程 第 5、採 決**

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第 87 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

従って、議第 87 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 88 号「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」から、議第 91 号「平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの特別会計補正予算関係 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 88 号から、議第 91 号までの特別会計補正予算関係 4 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 92 号「隠岐の島町認定子ども園設置及び管理条例」から、議第 94 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 92 号から、議第 94 号までの 3 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 95 号「工事請負契約の締結について〔飯美浄水場紫外線照射設備工事〕」から、議第 98 号「物品購入契約の締結について〔繁殖牛運搬車両〕」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 95 号から、議第 98 号までの 4 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 15 号「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 15 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「認定すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、認定第 1 号から、認定第 15 号までの 15 件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、各常任委員長が報告した、請願・陳情計 3 件を一括して採決します。

本案を、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、請願第 1 号、陳情第 3 号、第 4 号は、委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査、調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

## 日 程 第 7、議 員 派 遣 の 件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

## 日 程 第 8、議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、2件の議案が議員提案されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました2件の議員提出議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

始めに、発議第6号「離島振興法の改正・延長等を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番( 石 田 茂 春 )

発議第6号 離島振興法の改正・延長等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月28日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	石 田 茂 春
賛成者	隠岐の島町議会議員	前 田 芳 樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	平 田 文 夫
賛成者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 昭 一

隠岐の島町議会議長 池田信博様

### 離島振興法の改正・延長等を求める意見書

昭和28年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便・医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、下記事項の実現を強く要望する。

#### 記

- 1、総合的な離島振興策を強力に推進するため、「離島振興法」を改正・延長すること。
- 2、国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、離島への補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。
- 3、平成23年度に実施をされた「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。
- 4、離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。
- 5、離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学に係る財政措置を充実すること。
- 6、竹島領土権確立及び暫定水域における漁労操業の安全を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、外務大臣です。

議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第6号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番：遠藤義光 議員

11番( 遠 藤 義 光 )

発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月28日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	遠 藤 義 光
賛成者	隠岐の島町議会議員	前 田 芳 樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 昭 一
賛成者	隠岐の島町議会議員	石 田 茂 春
賛成者	隠岐の島町議会議員	福 田 晃
賛成者	隠岐の島町議会議員	松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は自治体が中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞してお

り、地域の雇用確保、社会保障の充実のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

特に、下記事項の実現を強く要望する。

#### 記

- 1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2、医療、福祉分野の人材確保を始めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3、地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣です。

議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第7号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、発議第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成23年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 14時26分 )

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 23 年 10 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員